

【第26回2級（管理業務）実技試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

1 甲は、自己がした発明Aについて平成29年2月15日に特許出願Pをした。特許出願Pの出願時の明細書及び特許請求の範囲の請求項1には発明Aが記載されていた（請求項は1のみ）。甲は、出願審査請求をするかどうかを判断するために先行文献調査を行ったところ、次の文献1～3が発見された。

文献1 乙が発明者及び出願人であり、平成27年8月25日に米国において出願され、平成29年2月28日に米国特許出願Qであって、出願時の明細書にのみ発明Aが英語で記載されていた。

文献2 丙が発明者及び出願人であり、平成28年4月25日に米国において出願され、平成29年1月25日に丙の請求により早期に出願公開された特許出願Rであって、出願時の明細書にのみ、発明Aが記載されていた。

文献3 甲が考案者及び出願人であり、平成28年8月1日に米国において出願され、平成29年2月1日に設定登録された実用新案登録Sであって、設定登録時の明細書及び実用新案登録請求の範囲の請求項1に発明Aと同じ内容の考案Aが記載されていた。なお、実用新案登録Sに係る実用新案掲載公報は、平成29年2月28日に発行されていた。

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

特許出願Pについて、文献1を引用して拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問3

特許出願Pについて、文献2を引用して拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問4

問3において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問5

特許出願Pについて、文献3を引用して拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されないと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問6

問5において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群I】

- ア 新規性（特許法第29条第1項各号）の規定に違反するため
- イ 拡大された先願（特許法第29条の2）の規定に違反するため
- ウ 先願（特許法第39条）の規定に違反するため
- エ 拒絶理由には該当しないため

【第26回2級（管理業務）実技試験】

2 文房具メーカーX社は、新商品のボールペンについて、商品名Aとして製造販売する企画を検討し、X社の知的財産部の部員甲が先行商標の調査を行った。その結果、文房具メーカーY社が、商品名Aと類似する商標Bについて、指定商品を「ボールペン」とする商標登録を受けていることがわかった。商標Bに係る商標登録出願の出願日は平成28年7月18日、登録日は平成28年11月21日、公報発行日は平成28年12月22日であった。甲から調査報告を受けたX社の知的財産部の部長乙に対して、甲が発言1をしている。なお、発言1のなされた日は平成29年3月12日とする。

発言1 「現時点であれば、商標Bに対しては、異議理由があれば登録異議の申立てをすることができます。」

また、Y社が、商品名Aと類似する商標Cについて、指定商品を「ボールペン」とする商標登録を平成25年に受けていることがわかった。また、商標Cは、「Blue」であり、Y社が商標Cの登録後に、ボールペンについて使用している商品名Dは「ブルー」であった。これに関して、甲が発言2をしている。

発言2 「Y社の商標Cに関する使用態様に基づいて、商標Cに対しては、不使用取消審判を請求すると、商標Cに係る商標登録は取り消されます。」

さらに、Y社が、商標B、指定商品「ボールペン」について、Z社に使用許諾をしていることがわかった。また、Z社は、商標Bをボールペンについて使用し、他人の業務に係る商品と混同が生じていることもわかった。これに関して、甲が発言3をしている。

発言3 「Z社の商標Bの使用態様に基づいて、商標Bに対しては、不正使用取消審判を請求することにより、請求が認められれば所定の制裁が科されます。」

以上を前提として、問7～問12に答えなさい。

問7

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問8

問7において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第26回2級（管理業務）実技試験】

【理由群Ⅱ】

- ア 登録異議の申立てが可能な期間内であるため
- イ 登録異議の申立ての期間は、登録日から起算され、期間が経過しているため
- ウ 登録異議の申立ての期間は、商標掲載公報発行日から起算され、期間が経過しているため

問9

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問10

問9において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 商標Cと商品名Dとは、商標として類似関係にあり、登録商標の使用と認められるため
- イ 商標Cと商品名Dとは、商標として非類似な関係であり、登録商標の使用と認められないため
- ウ 商標Cと商品名Dとは、社会通念上は同一商標であり、登録商標の使用と認められるため
- エ 商標Cと商品名Dとは、社会通念上は同一商標でなく、登録商標の使用と認められないため

問11

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問12

問11において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア 商標登録は取り消されないが、使用許諾の取消しという制裁が科されるため
- イ 商標登録の取消しという制裁が科されるため
- ウ 制裁は科されないため

【第26回2級（管理業務）実技試験】

3 広告制作会社X社は、玩具メーカーY社から新しく発売される玩具のCMを制作することになった。そこで、X社では早速、このCM制作に関する検討会議を開こうとしている。この検討会議に参加するメンバーが発言1～3をしている。

発言1 「CMでは、絵本作家である甲が書いた物語Aを、女優乙が朗読するシーンを入れることを検討しています。CMのイメージに合うよう物語Aの一部を誰にも承諾を得ることなく変更して乙に朗読をお願いしても、著作権法上、特に問題はないでしょう。」

発言2 「CMには、シンガーソングライター丙が2000年に創作し演奏した楽曲Cを使用することを検討しています。CMは短い時間だし、楽曲Cの一部分だけを使うので、誰にも承諾を得ることなく楽曲Cを使用しても、著作権法上、特に問題はないでしょう。」

発言3 「CMには、イラストレーター丁が創作したY社のイメージキャラクターを登場させることを検討しています。検討会議の会議資料に、誰にも承諾を得ることなくそのキャラクターの図柄を載せても、著作権法上、特に問題はないでしょう。」

以上を前提として、問13～問18に答えなさい。

問13

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群V】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問15

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問16

問15において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群V】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群V】

- ア 著作隣接権の侵害となるため
- イ 著作者人格権の侵害となるため
- ウ 著作隣接権と著作権の侵害となるため
- エ 著作隣接権と著作者人格権と著作権の侵害とならないため

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問17

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問18

問17において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群VI】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群VI】

- ア 著作権が制限されるため
- イ 複製権の侵害となるため
- ウ 著作物に該当しないため

【第26回2級（管理業務）実技試験】

4 問19～問33に答えなさい。

問19

スマートフォンアプリを開発するX社は、無料でテレビ電話が視聴できるアプリAを製造販売している。Y社は、X社のアプリAの製造販売行為に対して、特許権Pに基づいて侵害訴訟を提起した。X社の知的財産部の部員甲は、特許権Pに係る特許発明の内容を検討している。ア～エを比較して、無効理由を有する特許発明として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 【請求項1】 aステップと、bステップとを備える情報処理方法。
- イ 【請求項2】 c手段と、d手段とを備える携帯情報端末。
- ウ 【請求項3】 e機能と、f機能とを備えるコンピュータプログラム。
- エ 【請求項4】 g工程と、h工程とを表現するコンピュータ言語。

問20

計測機器メーカーX社は、新規な測定装置aについて特許出願Aをしていたが、その後、類似の構造を持つ新規な測定装置bも開発したため、特許出願Aに基づいて、国内優先権の主張を伴う特許出願Bを行った。特許出願Bの特許請求の範囲には、測定装置aに係る発明と、測定装置bに係る発明とがそれぞれ記載されており、そのまま登録された。その後、Y社が、測定装置aと同一の構造を有する装置Pを製造販売していることが判明した。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 装置Pの製造販売及びその準備の開始時期が、特許出願Aの後であって特許出願Bの前である場合、Y社は測定装置aに係る特許について先使用による通常実施権を有する。
- イ 特許出願Aについて別途権利化を図る場合には、その出願日から1年4カ月経過後であって出願審査請求すればよい。
- ウ X社は特許出願Aの出願日後、特許出願Bの出願日以前に公知になった刊行物に測定装置aが記載されていることを発見したが、そのことを理由として測定装置aに係る特許は無効にされない。
- エ 装置Pを製造販売するY社に対して権利行使をする場合には、特許出願Aについての優先権証明書をあらかじめY社に提示して警告する必要がある。

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問21

自転車メーカーX社は、デザイン会社Y社に対して、新製品の自転車のデザインの創作を依頼した。これを受けて、Y社の社員である甲と乙が共同でデザインAを創作した。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員丙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。なお、Y社の職務意匠に関する規定において、意匠登録を受ける権利の承継について、別段の定めはないものとする。

- ア 「乙の同意がなければ、甲はデザインAに係る意匠登録を受ける権利の持分をX社にもY社にも譲渡できません。」
- イ 「X社及びY社は、デザインAに係る意匠登録を受ける権利を甲及び乙から承継できず、甲及び乙が共同で意匠登録出願をしなければなりません。」
- ウ 「X社とY社の間にはデザインAに係る委任契約があるので、この契約をもってX社はデザインAについて意匠登録出願をすることができます。」
- エ 「甲と乙の意匠登録を受ける権利は、一旦Y社に移転しないと、X社に移転することはできません。」

問22

化学品メーカーX社の開発者甲は、研究開発部門において職務としての機能性材料aの開発に従事していた。その後、甲は、X社を退社し、化学品メーカーY社に機能性材料の開発担当部の部長として入社した。甲は、Y社において、機能性材料aに係る発明Aを完成させた後、特許出願をし、発明Aに係る特許権を取得した。また、Y社は、機能性材料aの製造販売を開始した。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 発明Aは、X社における甲の過去の職務に属するものであり、また、Y社における甲の現在の職務に属するものであるから、X社及びY社の両社が職務発明に基づく法定通常実施権を取得する。
- イ 発明Aは、Y社における甲の現在の職務に属するものであるから、Y社が職務発明に基づく法定通常実施権を取得する。
- ウ 発明Aは、X社における甲の職務にも属し、Y社における甲の職務にも属するものであることから、X社もY社も職務発明に基づく法定通常実施権を取得できない。
- エ 発明Aは、X社における甲の過去の職務に属するものであるから、X社が職務発明に基づく法定通常実施権を取得する。

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問23

ア～エを比較して、ライセンス契約についてのX社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「ライセンス契約の調印者は、できれば代表取締役が望ましいのですが、知的財産に関する契約の締結について権限を有する知的財産部長でも問題はないと思います。」
- イ 「特許や商標のライセンスの場合は、本に載っている有名な弁護士が作成したライセンス契約書の雛型をそのまま使用すれば、トラブルを生じることは考えられないので十分です。」
- ウ 「典型的な事柄ではなくても、定めておくべきことがあれば、覚書程度でいいから書面にしておく、後日紛争が生じた場合に有効であると考えられます。」
- エ 「契約は、所定の要件を満たさないと有効な契約とは認められないので、当事者間で合意すればどんな取決もできるというものではありません。」

問24

種苗メーカーX社は、技術者甲が改良した品種Aについて品種登録手続を行うこととした。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 品種Aは永年性植物に関するものではないので、育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年となる。
- イ 品種登録出願の願書は、農林水産大臣に対して提出しなければならない。
- ウ 品種登録出願をしたときは、当該出願について品種登録がされるまでその内容に関して公表されることはない。
- エ 品種登録出願の審査において拒絶理由が発見された場合、出願者に通知され、意見書の提出の機会が与えられる。

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問25

パソコンのセキュリティ用のソフトウェア製品を開発販売しているX社では、新製品のセキュリティ用のソフトウェアAの開発を検討している。しかし、このセキュリティ用のソフトウェアAは従来のものに比べて高性能であるため、X社内で開発することは困難であることが判明した。そこで、専門技能を有するプログラマーを契約社員として雇用してX社内で開発するか、プログラム開発会社Y社に開発委託するかについて話し合っている。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「契約社員を雇用してソフトウェアAを開発する場合、ソフトウェアAに関して、その著作権をわが社へ譲渡するという譲渡契約の締結は必要ありません。」
- イ 「Y社にソフトウェアAの開発を委託する場合、わが社で修正等をする場合もありますので、ソフトウェアAに関して、著作者人格権の不行使特約と、二次的著作物の創作及び創作される二次的著作物の利用に関する権利を含むY社の著作権すべてをわが社へ譲渡する旨を明示した契約を締結しておくべきです。」
- ウ 「契約社員を雇用してソフトウェアAを開発する場合、ソフトウェアAに関して、著作者人格権の不行使特約を明示した契約の締結は必要ありません。」
- エ 「Y社にソフトウェアAの開発を委託する場合、ソフトウェアAはわが社とY社の共同著作物となります。」

問26

X社は、X社が販売している半導体製造装置AがY社の特許権Pを侵害しているとの警告をY社から受けた。X社は、検討の結果、半導体製造装置Aが特許権Pに係る特許発明の構成要件をすべて備えていると判断した。ア～エを比較して、X社のとり得る措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社は、特許権Pに係る特許出願の日前に独自に発明を完成させて半導体製造装置Aの販売の準備をしていたので、先使用权を有すると主張し、Y社に対して先使用权に基づいて半導体製造装置Aを実施するための実施料を支払う。
- イ 特許権Pに取消理由が存在する場合には、その旨をY社に回答し、特許掲載公報の発行日から6カ月以内に特許異議の申立てを行う。
- ウ 半導体製造装置Aは、Y社が製造しZ社に販売した製品を、X社がZ社から仕入れて販売したものであり、特許権Pは消尽している旨を回答する。
- エ 特許権Pの出願経過を参照したところ、特許請求の範囲から半導体製造装置Aを除外する旨が記載された意見書を提出し、登録されたことが判明した。この意見書における主張に基づいて、半導体製造装置Aは特許権Pの権利範囲には含まれない旨を回答する。

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問27

眼鏡メーカーX社は、開発中の眼鏡の試作品Aを展示会に出品した。試作品Aが好評であったので、製品化が決定され、意匠登録出願を検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 新規性喪失の例外の手続をして試作品Aについて意匠登録出願をすると、試作品Aのデザインは新規性を喪失していないものとして扱われる。
- イ 新規性喪失の例外の手続をして試作品Aについて意匠登録出願した場合は、試作品Aを展示会に出品した日が意匠登録出願の出願日とされる。
- ウ 試作品Aについて意匠登録出願をすると、新規性がないとの拒絶理由通知がされるが、試作品Aと類似した試作品Bのデザインについて意匠登録出願をした場合には、新規性がないとの拒絶理由通知はされない。
- エ 同じ展示会にY社が出品していた眼鏡Cのデザインが、試作品Aのデザインと類似していた。新規性喪失の例外の手続をして試作品Aについて意匠登録出願をすると、眼鏡Cのデザインについても新規性を喪失していないものとして扱われるので、眼鏡Cを引用した拒絶理由通知がされることはない。

問28

情報通信機器メーカーX社の知的財産部の部員が、製品A、Bに関する社内の各会議に出席している。ア～エを比較して、部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

ア 製品開発部の技術検討会議での発言

「他社と包括的なクロスライセンスをすることにより、営業活動はしやすくなりますが、製品設計の自由度が高くなるわけではないので、クロスライセンスはしないこととしました。」

イ 事業部の事業戦略会議での発言

「製品Aの市場参入については見送ることとなりましたが、製品Aの開発にあたり多数の特許出願をしましたので、このまま権利化を進めて、他社への特許ライセンスや譲渡を検討してはいかがでしょうか。」

ウ 本社戦略室の企画会議での発言

「特許マップを作成して、自社及び他社技術の強み弱みを分析したところ、この分野のわが社の知的財産、技術力は他社よりかなり劣っているようでしたので、この事業への参入には慎重になるべきです。」

エ 営業部の営業会議での発言

「昨年より販売をしていた製品Bは、他社の特許権を侵害していることが判明しました。その特許を無効にすることはできず、ライセンスを受けることも困難です。そのため、製品Bの設計変更を検討すべきです。」

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問29

自動車メーカーX社の開発者甲は、低燃費エンジンの設計開発を担当していた。X社は、甲が設計開発したエンジンに関する特許出願をして、特許権Pを取得した。その後、甲は、X社を退社し、自動車メーカーY社に入社した。甲は、Y社でもエンジンの設計開発を担当した。また、Y社は、独自に開発したエンジンAを搭載した自動車を製造し、国内外で販売を開始した。ア～エを比較して、Y社の知的財産部の部員乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「X社が、エンジンAを搭載した自動車の製造販売行為に対して、特許権Pに基づいて侵害訴訟を提起してきた。エンジンAが、特許権Pの特許請求の範囲に記載された構成要素のすべてを備えているか確認しよう。」
- イ 「X社が、エンジンAを搭載した自動車の製造販売行為に対して、特許権Pに基づいた警告書を送付してきた。特許権Pの特許出願の際に、Y社がエンジンAの生産工場の建設を開始していたかどうかを確認しよう。」
- ウ 「特許権Pと、エンジンAは関連することがわかった。X社は、将来、エンジンAを搭載した自動車の国内の製造販売行為に対して、特許権Pに基づいて、侵害訴訟を提起してくる可能性が高いだろう。今のところはとりあえず様子を見て、もし訴訟が提起されたら、そのときに無効資料を調査すれば十分だ。」
- エ 「甲がX社で以前作成した設計図の一部を持ち出し、エンジンAの設計にそのまま利用しているらしい。従って、特許法だけでなく、他の法律で問題となる可能性があるので注意が必要だ。」

問30

医薬品メーカーX社の知的財産部の部員甲が、特許の調査方法について部員乙に説明している。ア～エを比較して、部員甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「既に出願公開されている特許出願、又は登録されている特許を調査するには、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用することができます。」
- イ 「調べたい技術内容についてキーワード検索を行います。その際に、調査を的確かつ漏れがないようにするために、連想される同義語もキーワードに加えたほうがよいです。」
- ウ 「特許文献は、技術分野毎に分けられ、分類されています。分類には、世界共通のFタームや日本独自の分類であるIPCがあります。」
- エ 「特許調査をする際の注意点は、調査日から1年6カ月前までの間に出願された特許出願は早期に出願公開や登録されていない限り調査できないことです。」

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問31

化学素材メーカーX社は、新規なカーボンの素材Aの開発を行った。X社は、自動車メーカーY社と技術提携し、素材Aを用いた自動車の共同開発をすべきか否かを社内の各会議で検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

ア 研究所内の会議での発言

「Y社と共同開発をする前に、わが社は単独で、素材Aに関する特許出願をしておくべきです。

Y社との共同開発契約をうまく進められるとは限らないし、今なら問題はありません。」

イ 知的財産部内の会議での発言

「Y社と共同で特許出願して特許権を取得した場合、契約で特段の規定を設けない限り、わが社は、Y社の同意を得ることなく自由にその特許権を他社にライセンスすることはできません。」

ウ 法務部内の会議での発言

「共同開発をする場合、分野、開発期間、対象技術、誰が特許出願できるか等を明確にしないと、将来的にY社との紛争の火種になる可能性があります。」

エ 営業部内の会議での発言

「Y社との共同開発は宣伝効果が高いから、営業戦略上、素材Aを用いた自動車の共同開発を行う予定であることを、共同開発契約の締結前であっても、できるだけ早く詳細に宣伝広告しましょう。」

【第26回2級（管理業務）実技試験】

問32

家電メーカーX社の知的財産部の部員が、新しく発売した、新規形状の集塵機を備えた掃除機Aについて事業部長に説明を行っている。ア～エを比較して、部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「掃除機Aはまだ発売されたばかりですが、テレビで宣伝しているので、その商品名もそれなりに知られています。ところが、Y社がこの商品名と似たような商品名で掃除機を販売しており、その掃除機に対するクレームがX社のお客センターに届いています。このような状況であれば、不正競争防止法違反ということで、X社は、Y社にその商品名を使用させないようにできる場合があります。」
- イ 「掃除機Aはたびたびマスコミでも取り上げられて、その商品名も全国的に著名となっています。これほど売れるとは思わなかったので、この商品名は商標登録出願をしていませんが、この商品名が不正競争防止法により保護される場合があります。」
- ウ 「掃除機Aの形態の模倣品の販売に対しては、意匠法及び不正競争防止法において、差止請求及び損害賠償請求が可能であり、またいずれの法律においても、刑事罰の適用対象とされています。」
- エ 「既に、Y社が掃除機Aと酷似している掃除機Bを製造販売していることが判明しました。調査したところ6カ月前に、X社で掃除機Aを製造するための特殊な装置の設計開発をしていた研究者甲が退社し、すぐにY社に入社しています。甲がX社の在籍時に担当していた装置の設計図をそのまま流用しない限り、早期に掃除機Bを製造するのは困難なはずですが、しかしながら、退社後ということもあり、X社は、不正競争防止法による保護を受けることはできないでしょう。」

問33

ウェブデザイン会社X社は、経営不振から、5年前にX社の全部がY社に吸収合併された。ア～エを比較して、吸収合併後のY社内の対応検討会議における発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。なお、X社がY社に吸収合併された時点で、X社が保有する著作権は、すべて著作者をX社とする著作物に係るものである。また、吸収合併にあたりX社とY社との間ではいかなる著作権の譲渡契約や著作権の譲渡登録も行われていない。

- ア 「著作権者であるX社の吸収合併と同時に、X社が保有していた著作権は消滅しました。」
- イ 「X社が消滅する前にY社に対する著作権の譲渡契約を締結していなかったため、X社の保有していた著作権については、誰も権利行使をすることができません。」
- ウ 「X社の著作者人格権は、著作者人格権の譲渡契約を締結することにより、Y社に承継されました。」
- エ 「X社が保有していた著作権は、特に権利処理などを行わなくとも自動的に存続会社であるY社に承継されています。」

【第26回2級（管理業務）実技試験】

5 問34に答えなさい。

問34

X社は、平成28年6月17日にした特許出願Aについて、早期公開の請求をして、当該特許出願Aは平成29年1月25日に出願公開がされた。この場合、特許出願Aの出願審査請求ができる期限は、平成何年何月何日になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。但し、最終日が行政機関の休日にあたる場合、手続期間に関する正当な理由は考慮しなくてよい。

【第26回2級（管理業務）実技試験】

6 次の会話は、自動車メーカーであるX社の研究者甲と知的財産部の部員乙との知的財産権に関する条約についてのものである。問35～問37に答えなさい。

甲 「Y国は、Y国の国民以外の外国人に対して、Y国の国民よりも特許出願の手続を厳しくしていると聞きましたが本当ですか。」

乙 「Y国は[1]の同盟国ですから、そのようなことはないはずです。[1]に加盟している国の国民に対しては、自国民と同一の保護及び[2]を与えるよう[1]に規定されています。これを内国民待遇といいます。」

甲 「Y国はTRIPS協定にも入っているようです。」

乙 「TRIPS協定では、内国民待遇に加えて[3]が定められています。」

問35

空欄[1]に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄[2]に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄[3]に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群Ⅶ】

法律上の救済 パリ条約 特許独立の原則 ハーグ協定 最恵国待遇 手続期間

【第26回2級（管理業務）実技試験】

7 次の会話は、著作権法上の引用に関する映画評論家の甲と出版社の社員乙との会話である。
問38～問40に答えなさい。

甲 「ある映画雑誌に、映画Aの評論を書くことになりました。映画Aは小説Bを映画化したものなので、小説Bの一部を引用して評論を書きたいと思います。その場合、著作権法上、注意しなければならないことはありますか。」

乙 「引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上 ものでなければなりません。」

甲 「具体的には、どのような態様であることが必要ですか。」

乙 「最高裁の判例によると、引用する必要性と必然性があり、引用箇所が明確に区別でき、さらに引用する著作物と引用される著作物との間に主従関係がなければならず、後者が ことが必要です。」

甲 「その他に注意しなければならないことはありますか。」

乙 「小説Bの ことが必要です。」

問38

空欄 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問39

空欄 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問40

空欄 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群Ⅷ】

文化の発展に寄与する 正当な範囲内で行われる 出所を明示する
著作権者に通知をする 主となる 従となる

【2級実技】

番号 正解

問1 ○

問2 エ

問3 ×

問4 ア

問5 ×

問6 ウ

問7 ×

問8 ウ

問9 ×

問10 ウ

問11 ○

問12 イ

問13 ×

問14 イ

問15 ×

問16 ウ

問17 ○

問18 ア

問19 エ

問20 ウ

問21 ア

問22 イ

問23 イ

問24 ウ

問25 エ

問26 ア

問27 ア

問28 ア

問29 ウ

問30 ウ

問31 エ

問32 エ

問33 エ

問34 (平成)31(年)6(月)17(日)

問35 パリ条約

問36 法律上の救済

問37 最恵国待遇

問38 正当な範囲内で行われる

問39 従となる

問40 出所を明示する